

## 平成24年度第1回白井市環境審議会会議録（概要）

1. 開催日時 平成25年2月6日（水）午前10時5分から午前11時45分まで
2. 開催場所 白井市役所3階第2会議室
3. 出席者 辻川会長、村上委員、宇津野副会長、藤田委員、河合委員、  
深澤委員、山内委員、中谷委員、吉弘委員、市川委員
4. 欠席者 長谷川委員、米田委員、成澤委員
5. 事務局 藤咲環境課長、武藤副主幹、福田主査、小名木主査補
6. 傍聴者 なし
7. 議題
  - ① 白井市生活排水処理基本計画（案）について（諮問）（公開）
  - ② 白井市環境基本計画の達成状況について（報告）（公開）
  - ③ 白井市地球温暖化防止対策実行計画の達成状況について（報告）（公開）
  - ④ 市内公共施設等の放射線量測定結果一覧について（報告）（公開）
8. 配布資料
  - ① 白井市生活排水処理基本計画（案）
  - ② パブリックコメント募集結果
  - ③ 白井市生活排水処理基本計画の策定スケジュール
  - ④ 白井市環境基本計画の達成状況について
  - ⑤ 白井市地球温暖化防止対策実行計画の達成状況について
  - ⑥ 市内公共施設等の放射線量測定結果一覧
9. 議事

事務局 ただ今より、平成24年度第1回白井市環境審議会を開催します。

本日は、長谷川委員、米田委員、成澤委員より、欠席ということで御連絡を頂いております。

会議を開催する前に、先日送付した会議資料等を確認させていただきます。

順番に、題名を読み上げますので、まず会議次第、諮問の関係資料ということで諮問の①白井市生活排水処理基本計画（案）、パブリックコメントの募集結果、白井市生活排水処理基本計画の策定スケジュールと、報告関係の資料としまして、報告の①白井市環境基本計画の達成状況について、報告の②白井市地球温暖化防止対策実行計画の達成状況について、となります。

各委員においては、御確認をお願いします。よろしいでしょうか。

これより、会議の進行は環境審議会規則第3条の規定により、辻川会長にお願いいたします。

それでは、議事進行につきましては、よろしく申し上げます。

会長 それでは、早速始めさせていただきますが、委員の皆さんに御協力と御理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

会議は、午前11時45分位には終了出来ればと考えております。

本日の会議内容といたしましては、次第の①でございますけど、最初に審議事項に入ることにしております。

その前に、本日の会議は、審議会等の会議の公開に関する指針がございまして、公開したいと思ひますが、いかがでしょうか。

委員 (承認)

会長 それでは、公開ということにさせていただきます。公開に当たりまして、傍聴人数の定員としては5名でございますが、傍聴希望の方がおられましたら、入場して頂くよう、事務局にてお願ひします。

事務局 本日の傍聴者の方は、ございません。

会長 了解しました。それでは、最初に議題でございますように審議事項として、市長から諮問がございまして、この審議に対して入りたいと思ひます。

白井市生活排水処理基本計画(案)が諮問され、既に関係資料を配布しておりますので、皆さんお読み頂いていると思ひますが、内容の御説明をよろしくお願ひします。

事務局 (資料①白井市生活排水処理基本計画(案)、②パブリックコメント募集結果、③白井市生活排水処理基本計画の策定スケジュールにより説明)

会長 どうもありがとうございました。それでは、これからの審議のやり方の方法ですが、市長から諮問を頂きまして、答申を2月末位に提出したいと思ひますので、それに対する対応について説明します。既に、皆さん読んで頂いていると思ひますが、今日だけの審議ではちょっと大変ですので、2回に分けて行いたいと思ひます。1回目は、質疑応答を中心に行いまして、質疑応答を踏まえた上で、2回目は2月下旬に意見交換を行いまして、そこで答申を取りまとめたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ですから、本日は質疑応答を中心に行いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。今から、質疑応答を開始しますが、時間的には出来れば1時間程度で、この審議内容を深めていきたいと思ひます。皆さんから、御質問、御意見等を頂きたいと思ひます。

御承知のように、千葉県下の手賀沼及び印旛沼については、全国ワースト5と言われており、いろいろと千葉県、各自治体も努力しており、非常に良くなりつつあると感じておりますが、まだまだ問題はあります。

この問題の一つとして、生活排水がありまして、生活排水の中で公共下水道が接続している地区は良いとしても、それ以外につきましては、やはり対応がいかに重要か、この内容でも今御説明があったとおりでございます。

皆さんが考えていること、少しでも良くするための御意見も含めて、お聞きしたいと思ひます。お願ひします。

委員 私自身がよく分かっていないので教えて頂きたいのですが、この問題としては合併浄化槽のところで、単独浄化槽の部分がすごく問題だという指摘ですよ。要は、私どもの住んでいるニュータウン地区につきましては、公共の下水道が完備されているので、その辺はよく分かっているつもりですけど、そうではない地域はどこなのか。白井市の地図上で分かるような形でお知らせ願えると分かるので、教えて頂きたい。

会長 要するに、公共下水道が接続していない地区はどこかということですね。合併浄化槽と単独浄化槽が設置されているところで、事務局からお願いします。

事務局 地図についてはちょっと大きいですが、お見せすることは出来ます。

一応、最初に言わせて頂きますと、ニュータウン地域と白井地区と富士地区、工業団地地区を入れて市街化区域については公共下水道の許可地域、調整地域では神々廻、平塚と富塚等、これ以外については公共下水道が接続していない地域でございます。

一部、編成の関係で調整区域の中でも下水道が整備されているところがありますが、大きく分けて市街化と調整区域で分かれているところであります。

会長 そういうことで、言うならば在来地区という、表現がいいかどうか分かりませんが、とりあえずは調整区域において、合併浄化槽あるいは単独浄化槽、それをいかに今後、公共下水道に持っていくことは一つの課題があると思えますけど、それでよろしいですか。

委員 結構、間近に下水道が入っていますが、古い民家とかのところはいまだに汲み取りというところが結構あります。

ですから、そういった広い地域ですけど、すごく身近に下水道が入っているにもかかわらず、すぐ隣では排水関係がまだきちっと出来ていない。

それは何故かという、結構お金も掛かる。ちょっとしたことでも、許可を取らなきゃならないとか、いろいろ問題があるらしいけれども、そういったことがもう少し簡素化されていくと、もっときちんとした整備になっていくのかなと思います。

この資料の中でちらっと見たけれども、そういった援助金ですか、そういったものも、そういった方が知っているのかどうかということもあります。

もう少し、その辺を公開して頂きたい。

会長 普及や啓発も含めて、中身はもっと周知すべきだという御意見です。

委員 地図上で示して頂きたいという同じ質問をしようと思いましたが、ついでに単独を合併にするとか、あるいは公共下水道に流すという場合、市の補助金が出るということですけど、補助金の基準はありますか。

会長 補助金の基準はありますね。事務局から、説明願います。

事務局 今、お手元に配布している計画（案）の9ページ、合併浄化槽につきましては通常型は補助がなくて、高度処理型の合併浄化槽を設置した場合には補助があります。単独から合併に替えた場合もそうです。

また、転換についての補助金の制度はございます。

それと公共下水道につきましては、下水道を利用して水洗化に替えた場合については、その分の助成は出しているところです。

接続に係る経費について、両極端がございます。平米当たり何十円、何百円を掛ける宅地面積で負担を頂いておりますので、そのところは一応供用開始地域については地元説明等を行って、加入はしていると思いますが、それについて減免制度はないところでございます。

会長 施設については、一部補助はあるけども、基本的には個人負担でしょうか。  
事務局 そのとおりです。

委員 比較的近い時期に、平塚地区で公共下水道が出来ましたよね。あの地区で、個人住宅からの未接続、これは大体比率としてどの位でしょうか。

事務局 先ほど、委員さんから要望がありました図面ですが、そちらにちょっと張りたいたいですけど、よろしいですか。

会長 どうぞ、張り付けてください。

先ほどの御質問で、5ページの上に合併浄化槽と単独浄化槽の人口比率が出ておりますけど、これが一つの参考になるかと思えます。

委員 一番新しく出来たところですか。最近、完成したところで、どの位の接続又は未接続の比率があるかということです。

事務局 よろしいでしょうか。環境課で資料はございませんが。

委員 大体で結構です。

事務局 3割から4割程度の加入率というところですか。

会長 調整区域が市街化区域より広いので、未接続が多いかも分かりませんね。

委員 今、市内全域を話してもらいましたが、薄いグレー色の部分は、公共下水道供用開始区域でしょうか。

会長 面積的には、調整区域が広いですね。

事務局 そうです。数字としては、約90%です。

委員 数字が約90%というのは供用開始、認可を受けた面積における加入率について、市内全域ということではないですね。

委員 人口密度というのか、居住区域というのもの、そこに集中している。

事務局 集中しているから、それだけ公共下水道を整備して利用は見込めると。

あともう一つは、公共下水道供用開始地域に新築した場合については、下水道に接続しないとならないという決まりはあります。

委員 お願いしている時に、例えばこういう補助金が出ますよというのは、お知らせはしているのか。

事務局 はい、それはやっております。

委員 お知らせはしても、やっぱり接続しないのは接続されない。

先ほど言った高度処理型合併と、普通の浄化槽、合併浄化槽との料金差ってこののですか、設置する時の料金差は補助金と同じ位ですか。

事務局 合併浄化槽の中で、通常の合併浄化槽と先ほどの高度型がありますが、市では高度処理型を設置した場合、補助金を出しております。

委員 それは、理解しておりますけど、普通のお家が合併浄化槽を設置しようか、それとも高度型浄化槽を設置しようかという時に金額の差がありますよね。

高度型が高いのは分かりますけど、その高い差がちょうど補助金で埋まる内容になっているのか。

会長 補助があっても、大体1基当たり40万、50万でしょう。ところが、高度型浄化槽で設置するなら3桁の単位が掛かりますので、大半が通常型です。

事務局 補助金を頂く高度処理型合併浄化槽が高額ではありますが、実質支払額については安くなります。

例としては、通常型合併処理浄化槽が100万だったとします。高度処理型が150万だとします。それで、補助金が60万で合併処理浄化槽を設置するよりも若干割安感があるかなと、イメージで捉えて頂ければと思います。

会長 市内での問題点は、今、単独浄化槽の新設が禁止されていて、合併浄化槽に替えてくれと言います。単独浄化槽の場合、要するにそのまま放散されていることは一番問題があると思います。単独は、合併なりに替えてもらう。

委員 新しく設置しようと思う人は壊れた場合、高度型を設置できます。

会長 環境基準や放出基準がありますので、例えば合併浄化槽、BOD20ミリグラム以下の限界がありますので、それを守れるなら普通の合併浄化槽で良い訳です。BODを抑制する、20ミリじゃなしに、15ミリとか10ミリで制限すると。もっと高価・高度な、高度とは窒素とリンが処理できることで、普通の単独と合併浄化槽では窒素とリンの処理が非常に難しいです。

委員 手賀沼界隈の他市町村では、どのような状況ですか。

事務局 基本的には、下水道を接続していない場合は合併浄化槽になります。ただし、白井市と同じように単独浄化槽を設置しているところもあり、汲み取りのところもあります。

委員 同じような状況ですね。

事務局 白井市は手賀沼、印旛沼の協議会に加入しておりますが、やはり高度処理型合併浄化槽の推進と公共下水道についての加入促進、あとは公共下水道の整備を推進することは他の市町村と同じ状況でございます。

委員 事務局にお尋ねしますが、4ページの真ん中に単独浄化槽、米印で浄化槽法の改正により、平成13年度から単独処理浄化槽の新設は禁止になりましたと。私もちょっと勉強不足ですけど、パソコンで浄化槽の法律を百何カ条読んで見たけど、この表現はこれでいいのかどうか、禁止ということが。

会長 禁止でいいですね。

委員 浄化槽法には禁止ということが規定してあります。大体、法律の形式は禁止となると必ず罰則が担保されています。恐らく単独浄化槽は、国交大臣の認可を受けないと、単独浄化槽はもう設置してはいけません。

会長 今、もう完全に禁止されています。

委員 禁止されている。

会長 はい、単独浄化槽を新しく設置することは禁止されています。だから、もう製造もしていないです。

委員 そうですね、製造は国交大臣の認可を受けないと駄目だということから、そういう形の表現がいいのかなと思います。この禁止という表現が、正しいかどうかということについて、ちょっと疑問に思いました。

会長 私は、今まで国交省担当部局にも聞きましたけど、これは正しいと聞いております。

事務局 申し訳ございませんが、確認をさせて頂きたいと思います。

会長 トイレの浄化のみされていませんので、生活排水の浄化はしていないので、その意味で単独浄化槽はもう止めだと。汚れる最大の原因はトイレもありますけど、生活排水の方が多いいということなんです。

委員 図面上で公共下水道計画ですか。実際に、あれは将来的に拡大していく計画はお持ちですか。いかがですか。

事務局 今、現在はありません。下水道の設置については、人口密度が集中的なところで、市街化区域を中心として行います。

委員 そうすると、今、黒くなっている部分が大体市街化区域で、白い部分が市街化調整区域ですか。

委員 これは、市の条例等で進めることは出来ないのでしょうか。

会長 条例で進めるということは、強制的に替えなさいということですか。

委員 家を建てる時等にです。

会長 それは、排水基準と環境基準から制限されますので、そちらからやらざるを得ないものと思います。

事務局 先ほど、申しましたように、下水道は整備されているところについて新築する場合は公共下水道を接続しなさい、それ以外にないところについては合併浄化槽を設置するのが義務となりますので。ただ、合併浄化槽については、高度処理を選ぶのか、普通の合併浄化槽を選ぶのかというのは、設置の都合により、強制は出来ません。最低限度の合併浄化槽は設置していますので、そこで市としてはこういう補助金制度があります。

委員 今、現在、単独処理を使っているところについての対応は。

事務局 一応、指導はしています。

委員 指導をしている。

会長 合併浄化槽に替えて欲しいという指導はされていますよね。

事務局 やはり、低所得の方や御高齢の方等の場合、設置に係る経費がありますので、その部分がやはり大きいところなんです。

委員 要は、もう新しくとか、今後は、単独の数は減っていくのは目に見えているということですね。

会長 要は、処理された合併浄化槽や単独浄化槽について処理された排水が、どのように放流されているのか、一番大きな問題かもしれないですね。  
今までだったら、ため池等に入れていると思います。  
私も質問ですが、例えば4ページの上からの(1)のところです。  
利用者は、敷地内に生活排水等を処理していますという、敷地内で生活排水を処理しているのは、どういう方法で処理しているのか。  
要するに、合併浄化槽や単独浄化槽で処理された水が、例えば河川へそのまま流れているのか、あるいは道路のU字溝につないでU字溝から流れているのか、あるいはそのまま敷地内に放しているのか、あるいはため池みたいなものを作って、そこへ入れて発散させているのか。どのような方法で処理されているのかを含めてですけど、伺います。

事務局 基本的には、敷地内です。  
会長 敷地内で、処理すると。  
事務局 敷地外に、出してはいけないということで。  
会長 出してはいけないということで、それは自然的な地下浸透ですか。  
事務局 地下浸透です。  
会長 地下に浸透しますと、それが地下水へ入っていく可能性もありますね。  
事務局 昔の場合ですと、開発行為や建築基準において下水道のないところについては、単独浄化槽、汲み取りを選択した場合については、敷地内にて処理を行い、それは現在も引き続き行っているのが現状です。

会長 その他の御意見があれば、どうぞお願いします。  
委員 2ページのスローガンですけど、水質保全と書いてありますけど、水質保全でいいのですか。基本目標の文章、下から2番目をいいますと、本計画は身近な生活環境及び公共用水域の水質を保全するため、生活排水の適切な処理を行うことを目標にすると。水質保全が基本目標なら、何も単独処理を合併処理等にする必要はない。この文章はおかしいのではないのでしょうかと、水質改善の言葉にしないとおかしいのではないですか。

会長 環境基準が決まっていますよね、水質環境基準が。例えば、湖沼とか河川の目標を達成するための一つ的手段として、それは反対にそこを汚している水は何かということです。その一つにこの生活排水があると。その生活排水をなくしていこうというのが、これは全部の中の生活排水は一つだと思います。  
他にもいろんな方法はあると思います、規制するのは。  
委員 だから、とにかく水質保全ではなくて水質改良でしょう。  
会長 保全と改良、両方です。  
委員 だから、後ろに書いてある合併処理槽の維持管理という、これは水質管理で水質保全、その他の施策についてはやっぱり水質を改善して、手賀沼、印旛沼の水質も改善してということです。今よりも、水質を良くしようということが目標であって、水質の保全が目標じゃないと思いますけど。

会長 表現方法ですか。要するに、保全ではなく改善するという、これも入れなさいということですね。

委員 改善という言葉がいかどうか分かりませんが、少なくとも保全という言葉はおかしいのではないかと。

会長 改善というのは、例えば環境基準に達していない、守れていない時にはそれを改善して守るようにしなさいということが改善ですよ。

今、ほとんどの環境基準としては、ある意味では入っています。けれど、それをさらに良くしていこうということも改善の一つですし、環境基準に入っているものを守っていこうというのは、その一つとしてこの生活排水を何とか守らなければ、保全しようという言葉の意味です。

委員 だから、それが水質保全じゃないです。

委員 保全というのは、維持とは違うので。保護して、安全に保つという意味だと思います。なので、安全にするという意味が入るといって、こういう場合は保全が適当だと思いますけど。

委員 安全というと、また解釈が変わってくるので、何に対して安全かということになります。

会長 環境基準に対して、守るということで安全ということですか。

委員 環境基準を守れば良いということなのか、そういう表現にして欲しい。

単に、水質保全とは説明不足じゃないのでしょうか。

会長 水を汚染する要因というのは、生活排水だけではなく、例えば、農業の排水とかいろいろあると思いますので、そういう全体的な意味では水質保全で良いのではないかと、私は思いますけど。

おっしゃるように、汚す原因が、例えば生活排水だけであれば生活排水の水質を保全するということが具体的に言えば良いと思いますけど。

全体的には、市の行政としては、やはり全体を考えて水質の保全で良いのかなと思います。

従来、他の文献等を見ても、水質保全ということで、意味はある程度通じていると思いますけど。

委員 素人目線でいくと、今の水質保全で良いということ、全国的に見ますとワースト5と言いつつ、それで良いのかと。

委員 維持とは違うので、そのままの状態に保つという意味ではありませんから、より良くするということ。

会長 いや、より安全性を高めるという意味も入っていると思います。

事務局 簡単に言いますと、全てが源流、上流関連で全て良好な水が入っていれば良いのですが、途中で家庭雑排水等が流入しているので、良好な水を保全しましょうというのはあると思います。

ですから、全ての水質ではないので、そういう形での良好な水に保全をさせて頂きつつ、手段としては改善の形です。



- 委員 ですから、良好な水に保全するというなら、改善するという方が分かりやすいですね。でも、私は改善という言葉がいいかどうかは別にして、理解しやすい文章にして欲しいと思います。
- 会長 御意見としては、もっと素人に絞ったような形の文章に下さいという御意見だろうと思いますけど。その辺の結論は別にして、やはり一つの御意見として、お伺いしておきます。その他、どうぞ。
- 委員 手賀沼に対して、生活排水とかを必ず流さなければならないですよ。どうしても、流してしまうというか。
- 会長 手賀沼には、生活排水が入っているということですか。
- 委員 白井市からも、そういった水が流れている訳ですよ。
- 会長 要するに、例えば先ほどの公共下水道以外のところから出ている水がそこに入る可能性はあります。その汚染源が何かということは、生活排水だけではなくて、いろいろあると思います。
- 委員 今、手賀沼の水質検査はやられているじゃないですか。いろいろなバイオですとか、いろいろなものを利用して水をきれいにしようということもやられている訳ですけど、白井市としてもそういったことに参加したり、協力したりとかありますか。
- 事務局 白井市は、手賀沼水環境保全協議会に加盟しておりまして、やはり人口比等により負担金を支払い、そして浄化作業の一環としていろいろやっております。
- 委員 それも、是非やって頂きたいですけど。
- 事務局 市としても、こういう取り組みをしながら改善をしていく、良好な保全をしていきたいと思えます。県が、水質保全計画を策定しておりますので、それに沿った形で市の単独としての計画という形でございます。
- 委員 そういった水の水質を良くするための計画、何かあるみたいな話ですけど、その辺を白井市からも吟味して頂いて、こういうものがあります、こういったのはどうですか、というのを提案して頂くと、もっと良い水質になっていくと思えます。
- 委員 この前、手賀沼を美しくする活動として、ごみ拾い、白井市も参加していましたね。近隣市が、みんな参加してやっていますけど、その時の話で手賀沼の水質が一時良くなったけど、また悪くなったという話がちょっとありましたよね。その中で、今、手賀沼の方に流れ込んでいる河川、要するに汚染源と言えば汚染源でしょうけど、影響力としては柏市が一番大きいという話ですけど。
- 柏市が、圧倒的にあそこに流れ込む水が多いです。だから、やっぱり近隣市が同じように歩調を合わせていかなければ、なかなか単独の市だけでは解決しない問題です。だから、そういういろいろな活動に皆さんも参加されて、そういう実態を知っていくことも、これは大切です。
- 会長 やはり、そういう活動は住民が認識していくことです。
- 委員 そうですね。ごみ拾いを毎年やっていますから、どうぞ御参加頂きたいです。

会長 汚染源は1市だけがやっているのではなく、全部が汚染している。汚染の内容も、生活雑排水だけの汚染ではないと思います。

委員 工業排水もありますし、その他にも問題がありますよね。

会長 それは農業、あるいは土地そのものに入っている窒素、リンが流れ込む、あるいは酸性雨等があり、いろいろとあります。

ちょっと、私から、年々水質は改善されていると思いますけど、手賀沼につきましては、利根川の水を入れて随分薄めて、絶対値は別としまして、だんだん下がっていると思います。

そういう意味で良いですが、汚染源の一つとして生活排水のために、公共下水道に入っていない、浄化槽をもっと適切に処理していこうというのが一番ありますけど。

浄化槽の一番、私が聞いている問題点というのは、やはり浄化槽は要するにそのまま一度設置し放っておいて、そのまま性能を担保できるものではないと。

浄化槽法の第7条第11にもありますように、定期的な点検ということが必要で、維持管理は適正にやらなければいけないと、その文章に書いてありましたけど。1年に1回はやらなければいけないと、それをやらないとどうしようもないと。例えば、浄化槽でも、今、一番聞いているのは、例えばトイレトーパー等がそのまま入っている。それが詰まって、全然浄化能力がなくなるということをよく聞きますので、1年に1回は掃除しないといけないことになっている。

それを、あまり掃除がされていないのかどうかと、そのようなシステムが必要ではないかということで、維持管理、メンテナンスをもっと重要視するような方法を何か出来ないかと思います。

市では、この文書を見ますと、要するにホームページに載せて、啓発ということに対しては市民に知らせていますけど、もっとそれをさらに高めて定期的に行ってもらえるような方法への指導なり、あるいは率先したことは出来ないだろうかなという感覚をこの文章を見まして思います。

もう一つは、高度浄化槽につきましても、先ほどこの文書に出ていましたけど、BODを20ミリグラム以下にしなければということですけど、高度浄水処理で最近15だったか10だったか、高級なものがいろいろ出ていると思います。その設置指導についても、市で啓発して頂けたら、ありがたいなという感覚を持っているのですけど。

一番は、やはり住民の方が設置されて、それをいかにメンテナンスするかと。

メンテナンスをするのは、市がメンテナンスをするのではなく、それは業者が法律で決められた業者がやらないといけないですけど、どうも業者が手抜きしているだとか、あるいは高くつくので余りやっていないことがあるのではないかと思います。

その辺の的確な把握、御指導があれば、もっと良くなっていくかなという感

じを持っているのですけど。

そのような意味で、メンテナンスに対するもっと、この文章、例えば最後の部分に出ていましたけど、維持管理の重要性ということが書いてあります。

9 ページの一番下の部分の合併浄化槽の維持管理の周知ということ、この文章だけでメンテナンスを適正にやってくださいというのは、なかなかしんどいのではないか。もう少し、肉付けされた方が良いのかなという感覚を持っております。今日は、まだ意見だけです。

国の法律では、これでも十分だろうと思えますけど、これを進めるために、さらに一歩、何か一工夫は出来ないかなと思った次第です。

委員           パブリックコメントはやりましたよね。

会長           書いてあります。

事務局       あります。その辺の話をしますと、合併浄化槽の管理については県が指導することがメインになっております。ただし、先ほども会長さんから述べられたように、PRもしますが、市として今考えているのは、浄化槽を設置している世帯に書面で、ここではこういう風になっておりますのでお願いします。というチラシを各世帯に配るということを徹底したいなという形をまず一つ持っております。

会長       先ほど、御意見もありましたけど、住民の方は余りメンテナンスしなければならぬ、どういう内容で法律の内容をよく御存じない方が多いので。

こういう指導、例えば講習会を確かに県がやらなければいけないのでしょうけど、市がそれを主催してこういうのを使っておられる方を集めて頂いて、あるいは業者さんを集めて頂いて、講習会を開催して、適切なメンテナンスはこうだよということを認識して頂くということは非常に良いのではないかと。

そういう意味での講習会の開催だとか、そういうことも含めて検討されたらいかがかなと思います。

委員       ちょっと質問ですけど、8 ページ、対策等の課題の中で、①、②があって、①は、公共下水道の未接続、イとして公共下水道への接続時に高額な経済的負担が発生するため、下水道接続への理解が得られないと書いてありますけど、およそで結構ですが、経済的負担というのは、1 世帯なのかどうか分かりませんが、大体どの位掛かりますか。

同じように、合併処理浄化槽への転換のところ、イ、転換設置の際、工事に多額な工事費用が発生する。およそ幾ら位でしょうか。

会長       概算、事務局よりお願いします。これが一番大きな問題かも分かりませんね。事務局       すいません。少し、お待ちください。

会長       どうぞ、もうちょっとかかりますか。

委員       もう一つ待っている間に伺います。6 ページのところ、先ほど、市の補助金による設置状況という数字を見ると、平成 21 年から新規設置の部分で、転換との逆が出てきています。これは、何か市が特別に、これは別に普通の高度

じゃないということですか。

事務局 転換の場合は、汲み取りもしくは単独浄化槽から合併浄化槽に切り替えたものです。

委員 ですよ。だから、要は補助金が出ている、高度の浄化槽を設置したということですよ、これは。

会長 いや、高度かどうかは分かりません。

委員 違いますか、補助金が出ているから。

会長 補助金は、浄化槽に出ますので。

委員 どちらも、出ているのですか。

事務局 いや、今は高度型です。

委員 違いますよね、高度型を設置したということですよ。

会長 浄化槽に転換の場合、全部出ていましたよね。

事務局 昔はですが。

委員 21年度から変わったのですか、そういう訳じゃない。数字がちょっと。

会長 21年度から、物凄く増えたということですね。住民の皆さんの認識が高まったというか。

委員 そういう理解をしているので。ということは、そこで補助金が値上がりしたとか何かあったのかなと思いましたけど。

事務局 すいません、高度処理型に絞ったのは23年度からです。

会長 そうですね。

委員 23年度ですか。

会長 普通の単独から、合併浄化槽を設置したところに、約45万か50万の補助金が出ます。内容によって違いますけど、それが工事の全体の中でどれだけ占めるのか、これは私が聞いたところでは100万以上は掛かるだろうと。ということは、約半分位の補助は出るのかなと。ただ、場所によっては、都市、自治体によっては他の補助もあるのではないかと思います。

事務局 すいません、経費の件で言いますと、まず下水道の接続につきましては、地域によって異なりますが、まず負担金として、宅地面積平米当たり600円から900円を掛けた額を負担金として納付します。平米当たり600円から900円当たりの単価です、宅地面積について。

次に、工事費につきましては、合併から下水道に接続すると、合併を壊して埋める云々ですと、約100万位にはなります。

単独から合併につきましては、撤去と取り付けで約200万位にはなります。この位の経費は、最低、掛かるのではないかと思います。

会長 設置するのに、3桁の費用が掛かるということですね。

委員 これは、およそ40万、50万の補助金が出るということですね。

会長 内容によって、少し変わるとは思いますけど、それは各所の規定、各自治体によって違うところもあると思いますけど、それぞれ規定があります。

白井市は、補助率が良いですね。どこの自治体でも、いかに合併浄化槽へ転換してもらうかということが一番大きな政策だと聞いております。

あとは入った後、どうやってメンテナンス、それが正常な水質で放出されるのかということだと思います。

最近、地下水の汚染ということが出てきまして、その中に窒素、リンの汚染も増えていますので。その一つにならないような形として、農業関連、もう一つは農薬が使われた時は、やはりそういうものも土から浸透していきますので。

委員 ちょっと、教えて欲しいですけど。5ページの公共下水道の整備状況の部分で、21年度が1.47ヘクタールと極端に、それから22年度は14.60ヘクタールと大きく上がっていますね。21年度には何か理由があったのですか。

会長 いかがですか。この(3)の公共下水道の整備状況ということで、下のグラフを見た場合ですが。これは何か政策、住民の使用者側の意識の問題ですか。

事務局 これは、上下水道課で聞きましたところ、工事の区切りの関係で22年度にずれ込んでいると。特に大きな理由はないという話です。工事期間の関係です。

委員 これは、2年単位でこうやる訳ですか。何か、少ない多い、少ない多いみたいな。

事務局 計画では、白井市の河川の流出の方を見ますと、金山落と神崎川については、基準BODの濃度については減少傾向です。

会長 ちょっと、私から質問ですけど、7ページの水質状況ですけど、BODの方がデータは良い傾向になってはいますが、特にBODの低下の原因、一番大きなのは利根川からの取水が一番大きな原因かなと思いますけど、減った要素というのは何か特別にありますか。

事務局 今、一番下の下手賀沼だけについては広域ですけど、金山落、神崎川については、全て白井が流し込まれている河川だけですので、これについては横ばいです。過去から比べると、大分下がっていますけど。

会長 一番上の1行目の文章に、生活環境項目の内、BODの濃度が減少傾向で推移していますがという、この原因は何かなのということで、全体的にはやはり住民の認識が上がったこともあるでしょう。

事務局 そうということもあります。

会長 あるいは処理水が、処理量が増えてきたということもあるのかなと思いますけど。傾向は良い傾向ですけど、昔、やはり手賀沼、印旛沼はワースト1位、2位だったのが、今は5位まで下がってきていますので。先ほども指摘がありましたが、もっと下げなければいけないだろうと思いますけど、これは。

委員 金山落ですけど、あの小学生等がEM菌を使って浄化しているというのは、よく環境フォーラム等でも発表したりしていますよね。そういうことは、名内橋ですか、このあたりのところですか、違うところですか。

事務局 その件についてお話させてもらいますと、EM菌ですよ。やっているのは大松、金山落の最上流の方です。

委員　　そうですか。

事務局　名内橋というのは、工業団地のおりたところのあたりになります。下手賀沼と書いてありますのは、金山落より流入しているところです。

先ほど委員長から話がありました、利根川の増水の水を入れているところとはちょっと違うところではあるので、直接の影響は少ないかなと思いますけど。

あと、神崎川の方で、所沢橋、鎌倉橋とありますのは、所沢橋は白井中学校の下あたりです。それと、鎌倉橋というのは小室の下あたりですか、大ざっぱに言いますと、そのあたりになります。

委員　　12ページのし尿・浄化槽汚泥の処理というところで、柏、白井、鎌ヶ谷で共同により処理をしている組合を作っていますということで、これは大体幾ら位の費用が掛かっていて、その負担割合は、柏、白井、鎌ヶ谷でそれぞれ人口比か何か、あるいは処理量の比で分担していると考えてよろしいのでしょうか。

事務局　形的には、均等割が人口割、実質の運用経費については、処理量割でやっております。

委員　　運用経費は、大体幾ら位掛かるのですか、これは。

事務局　白井市の場合では、その他維持管理等は人件費も全て入りますので、約1億強です。

委員　　年間1億ですか。

事務局　はい。ちなみにここに書いてある、柏市と書いてございますが、柏市というのは全地域ではなくて、沼南を合併したものですから、沼南分の地域だけを指しています。鎌ヶ谷は、全域でございます。

会長　　皆さんから、いろいろな御意見等を頂きました。大分、皆さん、理解が進んできたのではないかと思いますけど。

この計画スケジュールですけど、環境審議会の答申が、一応2月末ですね、政策会議が3月ですね。ここで、最終的に承認されてということですよ。

事務局　そうですね。

会長　　次の審議会で最終としてまとめて、それを答申書として出して、それを最終的な政策会議で見て頂いて、この効力を発揮するということになる訳です。

事務局　そういうことになります。

会長　　そうすると、最終答申文書を作るのは2月末ということですね。

事務局　はい、その予定でおります。

会長　　一応、約1時間を過ぎましたので、今日の段階での御質問や御意見を踏まえて、第2回目で具体的な内容にまとめていきたいと思いますが、いかがですか。

委員　　こういう基本計画を作る場合、我々は、審議会でこういう答申という形で参加させて頂いていますけど、計画を作る段階で市民が入っていくということはないのですか。

会長　　過程の段階ですか。

事務局　市で、計画の案を作成後、市民の方から意見を求めて、必要な協議といいま

すか、協議・調整を経て、修正する部分は修正したりして、市民参加の機会は設けています。

委員 それは、パブリックコメントですよ。

事務局 はい、そのとおりです。

委員 他のいろいろな計画では。

会長 策定委員会みたいな形式はないのかということですね。

委員 入っていることが多いので、これは見たことがなかったと思いましたが。

会長 位置付けとしては、総合計画の中で、あるいは環境基本計画の中でこのようなことをやるとなっていますので、それに基づいて、市で案を作られて、パブリックコメントを入れてですか。その内容について。

委員 あと、生活排水処理ということではよく分かりましたけど、工業団地みたいなところは、また別個にあるのですか。

会長 いや、工業団地も生活排水が出ていますので、同じです。

委員 全く一緒ですか。そうですか。

会長 工業団地の方は、ほとんどが公共下水道ですね。随分、工業団地の方々も努力されています。

委員 そちらは、もう公共下水道になっているのですか。

委員 細かい形式的な内容について、事務局にお願いですが、白井市の公文書取扱規則とか細則があると思います。このルビのつけ方、例えば具体的に申しますと、8ページを例にとってみますと、8ページには6番、6の次は括弧して、これは良いと思います。

(2)の下に、①となっていますね。これは普通、公文書規則であれば、大体アで入ると思います。アの次は、(ア)、(イ)になると思います。また、②の下の方でイロハニ、これはアイウエオ、五十順だと思っています。

これは、戦前はイロハニだったと思います。だから、一応公文書ですから、公文書取扱規定の付け方では、6の次は(1)、1の次はア、アの次は(ア)という規則になっていると思います。ちょっと確認をお願いしたいと思います。

事務局 委員さんの御指摘を踏まえまして、市役所内部の公文書法規の担当部課がありますので、そこと確認したいと思います。

委員 すいません、細かいところ、7ページの誤字ですけど、米印の1番、COD、科学的酸素要求量、これ「科学」は「化学」の方ですね。ケミカルですよ。

事務局 すいません、当然、こちらも修正します。

会長 ここのページだけではなく、他にもこういうことがないようにお願いします。

事務局 再度、全体を確認します。

会長 それと、もう一つ私の方からもお願いですけど、この内容については非常にある意味で専門的な言葉、専門的な知識が必要な部分もありますので、市民の方がもっと理解しやすいようにお願いしたい。

例えば、言葉の説明、CODとは何だ、BODとは何だと、多少端々で出て

きますけど、まとまった形で事柄を御説明されたら、もっと市民の側も納得しやすいかなと思います。

市のいろいろな環境に関する本にはそのようなことが出ていますので、浄化槽や生活排水に関することを知っている人はなかなか少ないと思いますので。

事務局 形式的なものについて、この計画書の後ろに用語集とかを添付出来ればと思います。

会長 簡単な用語集を添付して頂ければ、分かりやすいのではと思います。合併浄化槽とは何か、高度浄化槽とは何か、我々でもこういうのは存知している方は多いとは思いますが。

事務局 はい、了解しました。

会長 それでは、一応審議事項の質疑応答は、これで締めさせて頂いてよろしいですね。

次に、報告事項に入ります。報告事項の第1番目につきましては、すみませんが、話は変わります。

この審議事項につきまして、何か御質問、御意見がありましたら、次の審議会までの間に事務局へお問い合わせ頂くか、御連絡を頂ければ、ありがたいと思いますので。よろしくお願ひします。

それでは、改めて報告事項に入ります。まず、最初に、環境基本計画の達成状況について、お願ひします。事務局から、御説明願ひします。

事務局 (資料④白井市環境基本計画の達成状況についてにより説明)

会長 環境基本計画の達成状況ですが、第1次の状況ですけど、平成23年度で終了ですけど、御意見とか御質問がございましたら、どうぞお願ひします。

委員 湧水整備箇所数というのがありますが、2ページの3です。目標値が平成23年、16となっていますけど、この協議・検討を実施していないために達成していない。となっていますが、これは今後、このまま継続というか、そのままでの状態になりますか。

会長 目標値16に対してゼロという、今後、どういうことをするのかですね。

事務局 今の御質問にありました湧水整備箇所数につきましては、23年度の最後の実績でも、ゼロとなっております。

これは、先ほど説明したように、前白井市環境基本計画で定めた環境目標値でございます。これにつきましては、昨年度で計画自体が終了しておりますので、平成24年度から新たに白井市第2次環境基本計画を策定して、それぞれ計画書を配布し、内容は御説明をしたところですが、その中で、新たに環境指標で定めているところがございます。

それで、すいません、湧水のところですけど、第2次環境基本計画書の中の91ページで記載をしているところですが、環境指標としまして湧水の保全箇所数ということで、今後の目標値としては3箇所、新たに進めていきたいということで取り組んでおります。



委員 清水口とか、以前からすごく良い水が出ていまして、現在、工事関係で出た水を埋めてしまっているという現状があるようです。

せっかく、良い水が出ている訳ですから、白井市として、一つのポイントに持っていけるのかなど。湧水をうまく利用して頂けると、白井市にとっても、非常にポイントが上がるのかなという思いですけど。是非、その辺は活かして頂けたら、ありがたいなと思います。

委員 そのこのところでちょっと確認ですけど、新しい第2次の計画でも、現状は1と書いてあります。そして、こっちはゼロですよ。数字はどちらなのか、よく分からないですけど。前年度もゼロだったのかな、この箇所は。

事務局 23年度末の実績では、ゼロという形で表記をしておりますけど。

委員 単年度では、ゼロということですか。それとも、そういう場所で1箇所でも整備しましたか。

会長 整備した箇所が、1箇所でもあるのかということですね。

委員 いや、新しい環境指標でも、現状で平成22年度が1と書いてある訳です。これは、実績ですよ。だけど、そうすると23年末のところで、今までの累計ではなく、これは単年度がなかったからゼロですか。1でしょう、どちらかというところ。

会長 これは、23年度、単年度の実績ですか、または累計の実績ですか。

事務局 すみませんが、ちょっと調べます。

委員 達成状況の報告でしょうか、もう24年度も終わりになろうとしている今の時期にしか出ないものですか。何か、もう1年がずれ込んでいて、どちらかというところ、翌年からもうすぐに計画の中に入れ込みたい位の話だと思いますが。

もう、1年も終わりかけの頃に、だから、翌々年にしか活かされないようなこの時期にしか、出せないものですか。

会長 もっと、早く出せないのかということですね。その辺はいかがですか。

事務局 時期的には、環境白書が出来る頃、一応7月から9月位になりますので。その時点には、数字は出来るかと思います。

委員 そうしたら、なるべく早いうちに報告して頂いた方が良いでしょう。

会長 そうですね、次の政策に活かすために。それは、希望としてですね。

また、先ほどの御質問で、湧水の整備が1というのは、事務局から23年度はゼロだという話ですが。

委員 前年度の22年度末の実績として、この達成状況の時も、22年度はゼロと書いてあります。

会長 23年度は、ゼロと記載していると。

委員 だけど、第2次環境基本計画書では1となっています。だから、何かここだけおかしいです。

会長 食い違いがあるということですか。

委員 どっちが正しいのか、ちょっと分かりません。

会長 5ページのナンバー10番で、ごみゼロに挑戦ですけど、可燃ごみが多少震災の関係で増えているのではないかと、これ1人当たりにしたらどうですか。  
大体、今まで、可燃ごみ1人当たりは、27年度目標で470グラムにしようとしていますけど、現在はどうですか。

事務局 平成23年度につきましては。  
会長 500を切ったか、どうか。  
事務局 震災ごみがありましたので、500弱です。その前までは、499ですが、やはり23年度は震災が影響していると思います。

会長 今まで、急激に減っていましたが、震災ごみの関係ですか。  
事務局 はい、震災ごみです。  
会長 震災ごみというのは、どういう形でこちらに出てきますか。  
事務局 例えば、家庭で壊れた物については、全て震災ごみとして、市ではストック場所を確保しまして、そこに搬入して適正に処理しました。  
あと、震災に伴って、結構大きな粗大ごみの申込件数が多い状況でした。

会長 近隣の印西市や栄町に比べて、白井市の可燃ごみの1人当たりは一番少ないですよ。何とか、これをもっとさらに減らして頂きたい。焼却に掛かる費用を減らすことによって、いろいろと良い効果も出ますので、是非、これは努力して頂きたい。第2次環境基本計画も楽しみです。

委員 1番の農地や里山を守ろうのところで、農用地とか樹林地というのは、これは農家の人頼りと言いますか、土地を持っている方々の関係ですか。  
会長 歯止めが効かないのかと。  
委員 とにかく、減るであろうと推測される、そのまま現状維持というのは、望みではあるけど、無理ではないのかという気がします。

会長 市街化調整区域が、だんだんと外れているとか、特に、富士地区等は人口が増えています。  
委員 農家の方々も、後継者という面では、多分世代交代がしていく段階です。  
会長 望みが高い指標ではないのか、ということですよ。  
委員 なので、この目標値が現況どおりというのは、すごく高い目標値ではないかなと思います。

事務局 農業後継者の育成とか、農地を荒廃させないための手法と合わせまして、土地利用計画での開発行為の手法等、そういうことは検討していくのかなと思っております。現に、これは第1次の環境基本計画ですから、その当時と急激な開発というのは大きなところでは関係しております。

会長 ある意味では、やはり何らかの歯止めは必要かなと。緑の保全ということは、我々としては希望ですので。

事務局 開発行為の許可要件が変更となり、市街化調整区域においても、要件があれば可能になったというのがありました。

会長 報告事項ですが、一応この位にさせていただきます。

事務局 すいませんが、先ほどの件です。委員さんから、御指摘がありました湧水の整備箇所数のことですが、平成23年度末の実績はゼロとして報告をしているところですが、こちらにつきましては、前回の環境基本計画の中に位置付けております。

その計画の中では、新たに16箇所を整備しますということで計画を策定しておりました。市で、新たに整備した箇所がないので、ゼロという形で報告をさせて頂いているところでございます。

第2次環境基本計画につきましては、平成22年度の現状1で、今後の数値は3箇所という形で示しているところですが、こちらにつきましては、この1箇所というのは、すいませんが、文化課の管轄とか担当になりますので、こちらについては、改めて、お話が出来ればと思っております。

ただ、この23年度、今回につきましては、市で整備した箇所はないので、ゼロという形で報告をしているところでございます。

委員 実績は、前年度もゼロだったのですね。

事務局 はい、そうです。

委員 こちらは、1になっているから、矛盾していますよね。

事務局 といいますか、計画ですから、書かれている内容が別のところでやっているというところもありますので。23年度に終了したものは、前計画で位置付けており、新たに市で16箇所を整備していくということの目標値に対して、市でやっているところはないので、ゼロという形で報告をさせて頂いているところでございます。

会長 どうも、ありがとうございました。

次の報告、②地球温暖化防止対策実行計画の達成状況について、事務局より御説明をお願いします。

事務局 (資料⑤白井市地球温暖化防止対策実行計画の達成状況についてにより説明)

会長 5%の目標に対しては、達成しましたね。

事務局 はい、達成しております。

会長 例えば、温室効果ガスの総排出量につきましては、最終年度、26年度末の目標値が既にもう達成されている状況ですね。これに対して、先ほど、見直しをすると、その目標の見直しをいつ頃される予定ですか。

事務局 平成25年度中には行いたいと思います。

会長 是非、積極的にやって頂いて、さらに取り組んで頂きたい。これに対して、御質問は何かありますか。

委員 一昨年(2022年)の3月11日以降、電力危機がありますよね。工業団地については、どうやって取り組むのかということで、各企業が結構見える化をやりました。

ですから、今、家庭も総エネルギーの見える化をそんなに費用は掛からない、見える化だけをやればです。そういうことで、意識の問題に係るところが非常に大きいですね。

会長 今、話されたように、絶対にこの見える化というのは、減らすための最大の施策かも知れないですね。省エネということが、やっぱり大きな、そういうものもあります。

委員 もう一つは、日本のヒートポンプの技術は、世界最高になってきました、本当に。ですから、古い家電を今頃使用しているみたいな、どんどん買い替えた方が本当に素晴らしいです、日本のヒートポンプの技術は。エネルギーの再利用と言いますか、効率の、そういうことを考えると、まだまだ工場団地では取り組まないといけないところがたくさんあります。

自動販売機を全部、話し合っ、一斉に取り替えたと聞いて、年間1,000万の工業団地全体で電力量の削減になります。ちょっと、無駄じゃないかと思うほど、自動販売機が各会社に入りました。台数を削減すること、もう一つは高効率の自動販売機に改造しました。

それは、何かというと、我々企業は1円も負担しなくていいのです。どこの自動販売機メーカーがこういう販売機をやるよと、貴方は入らないのと、そうしたらメーターを替えますからと、業者は競争ですから分かりましたと、古い物は引き取ってやります。

そういうことで、もう一つは第2弾として取り組もうとしているのは、もうかつての自動販売機よりもはるかに省エネルギーで温めたり冷やしたりすることが出来る省エネ販売機が実現しました。それも、いつの時点で、皆一斉に声をかけて取り替えさせようかと思えます。

会長 今、非常に良い御経験談が出ましたので、こういうやつを例えば公共施設とかその他でも、やはりある意味で協力していくことが必要じゃないかと思えますし、今回、おいおい皆の意識を高めていこうということにしようと思えます。

委員 すいません、太陽光発電の補助金を支出したり、何かして取り組んでいることがありますよね。こういうことも、それこそ電気の扱いのところで、かなりの効果があると思えますので、これもどこかに入れておくべきことじゃないかなと思えますけど。

会長 市で取り組んでいる太陽光発電の助成をやっておりますけど、そういう数値も見えるということなんです。

委員 白井市で、メガソーラー計画があるのは京葉ガスさんですか。ああいうところは、効率があると思えます。

会長 やはり、メガソーラーというか、大小の会社でいろいろと持っておりますけど、白井市内で、いかにそれを経済効果に結び付けるのかということも含めて、考えていかないと。その辺も含め、また、だんだんいろいろな提案をしていきたいと思えます。

事務局 今の御質疑ですけど、この温暖化の防止対策実行計画につきましては、施設対象として計画を定めており、達成結果を報告していますので。

今の太陽光発電の効果や、補助実績等は当然、御説明は出来ますが、この温暖化計画の中では位置付けが違うのかなと思います。

会長 市の計画の中にはちょっと入らないけど、全体的には、非常に重要なところですので、是非、市は助成された効果なりをある程度把握して頂いて、知らせることは非常に良いことではないのかと思いますので、よろしくお願いします。

委員 以外と忘れてるのは熱エネルギーです。いわゆる規格を断熱効果のあるものを選ぶので、随分と失われているエネルギーが防げます。

そういうようなこともやらないと、先ほど、御指摘のように太陽光発電というのは非常に薄いエネルギーです。なかなか、そうとれない。ところが、いわゆる断熱効果というのを上げるだけで、相当失っているエネルギーを防げます。

ですから、そういうことが、ちょっと工業団地としても、発生している熱エネルギーが結構あります。それを、今、空中に皆放出していますから、それを何とか再利用出来る方法はないかと。費用ですから、算盤をはじきながらやっていますけど。

会長 要するに、そういう考え方が、物凄く市民の方でも出てきました。やはり、今後、少しでも省エネ、エネルギー消費、エネルギー政策の一環として、活用して頂けるように持っていくために、我々も考えています。

委員 今までは、省エネルギーって、省くエネルギーですか。我々が、減らそうとしているのは創エネルギーです。

会長 創エネルギーですね、創出ですね。

委員 はい、エネルギーを創り出そうと。創り出した後に、何とか再利用しようという方法を、今検討しています。

会長 すいません、一応これで終わります。今後も継続して、市としても、行政の模範を示して頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、その他になりますけど。事務局より、報告事項を御説明願います。

事務局 (資料⑥市内公共施設等の放射線量測定結果一覧により説明)

会長 どうも、ありがとうございました。その他、事務局より、報告事項あるいは連絡事項はございますか。

事務局 会議終了後に説明します。

会長 そうですか。一応、皆さんの御意見等がなければ、これで第1回の環境審議会は終了します。